

買受資格申請者 殿

農林水産省政策統括官付貿易業務課長

契約等に係る押印の扱いについて

平素より、農林水産行政に対し、御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

農林水産省におきましては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、書面・押印・対面の手続に係る各種規程の見直しを進めているところで

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

既に、昨年 12 月 21 日付けで押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令・告示の改正も行われたところであり、引き続き、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領をはじめとする所管要領等に規定されている書面・押印・対面の手続についても見直しを行い、令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日）以降、法令に基づかない押印については原則廃止とする方向で準備を進めております。

つきましては、令和 2 年度末までに提出を予定している契約（今年度中に締結する契約を含む。）等に係る各様式（契約書を除く。）、資格審査に係る書類等について、関係要領等の改正が未整備であっても、提出書類への押印は原則不要とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、当省から発出する書類等（契約書を除く。）についても、公印の押印を省略させていただきます。

本通知に関して御不明な点等ございましたら、当課関係班まで御照会ください。

以上